

令和4年度(第57回)剣道中央講習会  
令和4年4月3日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法  
全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば（鍔）競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解決。
  - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば（鍔）競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、立ち会いの間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ移行する。
  - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
  - ・「つば（鍔）競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 攻防や打突行動の中で相手と接触した場合、接触した瞬間の引き技や体当たりからの技（発声を含む）を積極的に出す。また、「つば（鍔）競り合い」になった場合は、技が出ない時には速やかに積極的に分かれる。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば（鍔）競り合い」解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている時に追い込んで打突する行為や、分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。（審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する）
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれない。
7. 「つば（鍔）競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば（鍔）競り合い」から鍔と鍔で競り合う（押し合う）力をを利用して一気に下がる。
8. マスクとシールドの着用  
マスクは、口鼻を隠し、正しく装着する。  
シールドに関しては、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。

以上